

「実践型人材養成システム」

実施をお考えの事業主の皆さんへ

相談・申請の集中緩和のため

平成28年3月・4月に開始する訓練の 認定申請はお早めに!

この雇用型訓練は、主な対象が新規学卒者であるため、3月または4月に訓練を開始する事例が大変多くなっています。実施計画認定申請書の労働局(またはハローワーク)への提出は、通常、訓練開始日の30日前までですが、毎年1~3月はお問い合わせや申請手続が集中し、大臣認定までに30日以上を要することがあります。

**平成28年3月・4月に訓練を開始する計画については、早めに準備していただき、遅くとも平成28年1月中には申請手続を済ますよう、集中緩和へのご協力を
お願いします。**

申請に必要となる書類

- (1) 実施計画認定申請書(様式第7号第1面～第4面)
- (2) 実践型人材養成システム実施計画
- (3) 教育訓練カリキュラム
- (4) ジョブ・カード様式3-3-1-1職業能力証明(訓練成果・実務成果)シート(企業実習・OJT用)
- (5) 提出書類の確認シート

◆上記(1)～(5)の書類は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

トップページ「分野別の施策」雇用・労働>職業能力開発>(施策情報)ジョブ・カード制度>(施策紹介)ジョブ・カード制度>(事業主の方、企業採用担当者の方へ)ジョブ・カード制度の活用>雇用型訓練に関する手続きのお知らせ>様式のダウンロードはこちら

http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/koyoukunren.html

- ◆ご不明な点は、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。
- ◆厚生労働省では、訓練実施計画の作成、訓練の実施準備などの各種支援を行う**ジョブ・カードセンター**を各都道府県に設置しています。



厚生労働省／都道府県労働局